

意見提出者	(社) デジタルメディア協会
1. 項目	認定機器構成部品の変更に伴う再認定作業の簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	たとえば、携帯電話・無線LAN端末などは、出荷にあたって技術基準適合認証を受ける必要がある。この認証は、現在は、機器の構成部品が少しでも変更されると、新規に取得する必要がある。このため、使用部品の製造中止による代替品使用や、コストダウン目的のための代替品使用という、機器の性能には全く影響しない部品変更でも再認証を必要とされ、開発工数の増大、新規開発へ向けるべき開発リソースの消耗などにより、機動的な技術開発・商品開発に対して好ましくない影響を与えている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ー
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	認証対象機器の本質的性能に盛況を与えない構成部品の変更に対しては、簡単な書類審査だけで形式認定を与えるようにすすのが望ましい。